

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱</b></p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>(補助事業、補助事業者、事業実施主体、補助対象経費及び補助率)</p> <p>第3条 補助対象事業、補助事業者、補助事業の実施主体、補助対象経費及び補助率については別表第1に定めるとおりとする。ただし、同表の(5)、<u>(6)ウ</u>を除き、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。</p> <p>第4条～第10条 略</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)前号に掲げる場合以外の場合</p> <p>ア <u>前号</u>のアからクまでに掲げる書類</p> <p>イ 市町村等の補助金交付決定通知の写し</p> <p>ウ 市町村等の補助金検査調書の写し</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、実施した補助事業の内容が分かる資料</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱</b></p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>(補助事業、補助事業者、事業実施主体、補助対象経費及び補助率)</p> <p>第3条 補助対象事業、補助事業者、補助事業の実施主体、補助対象経費及び補助率については別表第1に定めるとおりとする。ただし、同表の<u>(3)3</u>、(5)を除き、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。</p> <p>第4条～第10条 略</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)前号に掲げる場合以外の場合</p> <p>ア <u>(1)</u>のアからクまでに掲げる書類</p> <p>イ 市町村等の補助金交付決定通知の写し</p> <p>ウ 市町村等の補助金検査調書の写し</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、実施した補助事業の内容が分かる資料</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>

新	旧
<p>第 12 条～第 16 条 略</p> <p><u>(県内発注)</u></p> <p><u>第 17 条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 30 日から施行する。</p> <p>2 第 5 条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>3 この要綱は、令和 10 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号まで、第 10 条、第 11 条第 4 項、第 13 条、第 14 条並びに第 16 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>(附 則)</p> <p>この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 22 日から施行する。</p> <p>2 第 5 条第 1 項、第 10 条第 2 項及び第 11 条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p>	<p>第 12 条～第 16 条 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(委任)</p> <p>第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 30 日から施行する。</p> <p>2 第 5 条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>3 この要綱は、令和 10 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号まで、第 10 条、第 11 条第 4 項、第 13 条、第 14 条並びに第 16 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>(附 則)</p> <p>この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 22 日から施行する。</p> <p>2 第 5 条第 1 項、第 10 条第 2 項及び第 11 条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>(附 則)</p>

新	旧
<p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月24日から施行する。</p> <p>2 第4条第1項の規定による申請は、この要綱の施行においても行うことができる。</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 第4条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。</u></p>	<p>1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月24日から施行する。</p> <p>2 第4条第1項の規定による申請は、この要綱の施行においても行うことができる。</p> <p><u>(新設)</u></p>

新

別表第1 (第2条、3条関係)

補助対象事業	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費	補助率
(1) 利用環境高度化促進事業	市町村、一部事務組合、広域連合、県内に本社を有する公共交通事業者及び株式会社ですか (※1)	市町村、一部事務組合、広域連合、県内に本社を有する公共交通事業者及び株式会社ですか	ア 多言語パンフレット作成等の利用案内環境の整備及びバス車両等の無料公衆無線LAN環境整備に要する経費 (※2)	2分の1以内 (※3)
			イ バスロケーションシステムの導入及びバス待合所等への設置に必要な初期費用に要する経費	3分の2以内
			ウ ICカード「ですか」の維持に必要なサーバ及び事務所端末の更新に要する経費	
(2) 施設改良整備事業	市町村、市町村が組織する地域の公共交通に関する協議会、一部事務組合、広域連合及び複数の市町村が組織する協議会 (以下「市町村等」という)	市町村等、市町村が委託等を行う交通事業者、県内に路線を有する公共交通事業者、NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所及び商工会、市町村が認める団体等  (貨客混載に係るもの) 上記に加え、貨物運送事業者及び旅客運送事業者	運行 (実証運行を含む。) に必要な車両の取得、改造又はラッピング (軌道を除く)、駅舎の整備及び改良、 <u>バス停等の整備</u> 、冬用替タイヤ等消耗品 (車両購入時のみ)  (貨客混載に係るもの) 上記に加え、保管施設、設備整備 (冷蔵冷凍庫、蓄冷庫、車両積載用冷蔵ボックス等) <u>及び</u> 備品購入費 (コンテナ、運搬台車等)	2分の1以内 (※3)

旧

別表第1 (第2条、3条関係)

補助対象事業	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費	補助率
(1) 利用環境高度化促進事業	市町村、一部事務組合、広域連合、県内に本社を有する公共交通事業者及び株式会社ですか (※1)	市町村、一部事務組合、広域連合、県内に本社を有する公共交通事業者及び株式会社ですか	ア 多言語パンフレット作成等の利用案内環境の整備及びバス車両等の無料公衆無線LAN環境整備に要する経費 (※2)	2分の1以内 (※3)
			イ <u>ICカード「ですか」</u> 、バスロケーションシステムの導入及びバス待合所等への設置に必要な初期費用に要する経費	3分の2以内
			ウ ICカード「ですか」の維持に必要なサーバ及び事務所端末の更新に要する経費	
(2) 施設改良整備事業	市町村、市町村が組織する地域の公共交通に関する協議会、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会 (以下「市町村等」という)	市町村等、市町村が委託等を行う交通事業者、県内に路線を有する公共交通事業者、NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会、市町村が認める団体等  (貨客混載に係るもの) 上記に加え、貨物運送事業者、旅客運送事業者	運行 (実証運行を含む。) に必要な車両の取得、改造又はラッピング (軌道を除く)、駅舎 <u>及び</u> <u>バス停等の整備</u> 及び改良、冬用替タイヤ等消耗品 (車両購入時のみ)  (貨客混載に係るもの) 上記に加え、保管施設、設備整備 (冷蔵冷凍庫、蓄冷庫、車両積載用冷蔵ボックス等) <u>又は</u> 備品購入費 (コンテナ、運搬台車等)	2分の1以内 (※3)

新					旧				
(3) 移動手段確保・維持事業 (※4)	市町村等及び公共交通事業者	1 市町村等、市町村が委託等を行う交通事業者、NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所及び商工会、市町村が認める団体等  (貨客混載に係るもの) 上記に加え、貨物運送事業者及び旅客運送事業者	ア 地域の移動手段の確保のための調査に要する経費 (地域の移動手段確保・貨客混載推進のための調査)  イ 新たな取組の実証運行に要する経費 (自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送又は福祉有償運送)、乗合タクシー及びボランティア運送・貨客混載等による運行費又は運行委託料)  ウ 利用促進又は生産性の向上のための取組に要する経費 (地域公共交通計画等に基づく利用促進)	2分の1以内	(3) 移動手段確保・維持事業 (※4)	市町村等	1 市町村等、市町村が委託等を行う交通事業者、NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会、市町村が認める団体等  (貨客混載に係るもの) 上記に加え、貨物運送事業者、旅客運送事業者	ア 地域の移動手段の確保のための調査に要する経費 (地域の移動手段確保・貨客混載推進のための調査)  イ 新たな取組の実証運行に要する経費 (自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送又は福祉有償運送)、乗合タクシー及びボランティア運送・貨客混載等による運行費又は運行委託料)  ウ 利用促進又は生産性の向上のための取組に要する経費 (地域公共交通計画等に基づく利用促進)	2分の1以内
		2 市町村、一部事務組合及び地域の交通に関する協議会	エ 地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画等の策定に要する経費 (※5)	4分の1以内			市町村等及び公共交通事業者	2 市町村、一部事務組合、地域の交通に関する協議会及び公共交通事業者	エ 地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス実施計画等の策定等に要する経費
	県が設置する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会	3 県が設置する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会	左記の事業に要する経費	定額					
(4) バリアフリー対策事業	市町村、一部事務組合、広域連合及び公共交通事業者	市町村、一部事務組合、広域連合及び県内に路線を有する公共交通事業者	高齢者や障害のある方などにも利用しやすい環境とする整備等に要する経費 (バリアフリー化したバス待合所整備、バス電動補助ステップ整備等)	2分の1以内	(4) バリアフリー対策事業	市町村、一部事務組合、広域連合及び公共交通事業者	市町村、一部事務組合、広域連合及び県内に路線を有する公共交通事業者	高齢者や障害のある方などにも利用しやすい環境とする整備等に要する経費 (バリアフリー化したバス待合所整備、バス電動補助ステップ整備等)	2分の1以内
(5) 運転手確保対策事業	国土交通大臣認定事業者	国土交通大臣認定事業者	自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送又は福祉有償運送、セダン等) 運転者講習の受講料のうち受講者負担分を除いた額に要する経費 (※6)	定額					

新					旧				
<u>(6) 広域連携推進事業</u>	<u>市町村等、県が設置する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会及び将来の公共交通の姿に関する関係者ワーキンググループ</u>	<u>市町村等、県が設置する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会、将来の公共交通の姿に関する関係者ワーキンググループ及び公共交通事業者</u>	<u>複数市町村が連携して、新たに移動手段を確保するための取組に要する経費(※7)</u> <u>ア 広域的な移動手段確保に係る調査、実証事業、複数市町村を跨ぐ広域運行に必要となる機器・システムの導入、運転手の確保・養成、省人化(自動運転等)に要する経費</u> <u>イ 路線再編に対応するための施設整備(運転手待機場所等)の整備に要する経費</u> <u>ウ 県が設置する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会の事業に要する経費</u>	<u>2分の1以内(ただし、県が設置する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会が補助事業者となる場合は定額とする。)</u>	(5) 運転手確保対策事業	国土交通大臣認定事業者	国土交通大臣認定事業者	自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送又は福祉有償運送、セダン等)運転者講習の受講料のうち受講者負担分を除いた額に要する経費(※5)	定額
<p>※1 「公共交通事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般乗合旅客自動車運送事業者、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者及び軌道法(大正10年法律第76号)による軌道経営者とする。</p> <p>※2 (1) アの事業における多言語表記については、日本語表記版の作成等費用も補助対象経費に含まれるものとする。</p> <p>※3 1事業に対する補助上限額は1,000万円とする。複数の申請者が協調して実施する事業であっても当該事業の補助上限額は1,000万円とする 車両更新を行う場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数を経過した車両を対象とする。</p> <p>※4 移動手段確保・維持事業には、地域の貨客混載推進のための調査、地域公共交通再編計画の策定、広報等による利用促進活動等、貨客混載による運行費又は運行委託料、貨客混載の運行に必要な車両の購入又は改造、保管施設・設備の整備に要する経費又は付帯する備品等の購入に要する経費も対象とする。 イ 新たな取組の実証運行にあつては、運行内容(運行地域、運行頻度、運行形態等)を同じくするものについて、運行期間を最長12月間(年度を越えた期間も可)1回のみとし、期間中の利用状況や利用者の満足度等を調査したうえでの、運行内容の検証の実施も含めた実証運行を補助対象とする。なお、実証期間中に運賃を徴収する場合は、当該運賃収入を補助対象経費から除くこととする。</p> <p>エ 地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画等の策定にあたっては補助率を4分の1以内とする。なお、国補助金の内示割れがない場合は、県補助金の対象としない。</p> <p>※5 地域公共交通計画については、これまで策定したことがなく、新たに策定する場合又は、高知県地域公共交通計画(地域別ブロック計画の記載)の内容を反映した広域的な取組を新たに位置づけるための改定に限る。</p>					<p>※1 「公共交通事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般乗合旅客自動車運送事業者、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者及び軌道法(大正10年法律第76号)による軌道経営者とする。</p> <p>※2 (1) アの事業における多言語表記については、日本語表記版の作成等費用も補助対象経費に含まれるものとする。</p> <p>※3 1事業に対する補助上限額は1,000万円とする。複数の申請者が協調して実施する事業であっても当該事業の補助上限額は1,000万円とする 車両更新を行う場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数を経過した車両を対象とする。</p> <p>※4 移動手段確保・維持事業には、地域の貨客混載推進のための調査、地域公共交通再編計画の策定、広報等による利用促進活動等、貨客混載による運行費又は運行委託料、貨客混載の運行に必要な車両の購入又は改造、保管施設・設備の整備に要する経費又は付帯する備品等の購入に要する経費も対象とする。 イ 新たな取組の実証運行にあつては、運行内容(運行地域、運行頻度、運行形態等)を同じくするものについて、運行期間を最長12月間(年度を越えた期間も可)1回のみとし、期間中の利用状況や利用者の満足度等を調査したうえでの、運行内容の検証の実施も含めた実証運行を補助対象とする。なお、実証期間中に運賃を徴収する場合は、当該運賃収入を補助対象経費から除くこととする。</p> <p>エ 地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の策定にあたっては補助率を4分の1以内とする。なお、国補助金の内示割れがない場合は、県補助金の対象としない。</p> <p>※5 県内在住者に対する講習会に限る。なお、県内在住者と県外在住者合同の講習会を妨げるものではない。</p> <p>※補助対象外経費 ア 用地取得又は補償に要する経費 イ 用地測量、補償物件調査等の業務委託に要する経費 ウ 食糧費に要する経費 エ 公課費(自動車税、環境性能割及び自動車重量税等)に要する経費 オ 車両及び付随する備品に係る修繕費 カ 既存の施設、設備等の撤去及び処分に関する経費 (ただし、改修に伴い発生する撤去に要する経費は、補助の対象とすることができるものとする。) キ 再資源化預託金等(リサイクル料) ク その他補助することが適当と認められない経費</p>				

新	旧
<p>※6 県内在住者に対する講習会に限る。なお、県内在住者と県外在住者合同の講習会を妨げるものではない。</p> <p>※7 他地域への横展開が可能と認められ、将来の公共交通の姿に関する関係者ワーキンググループにおいて承認が得られた事業に限る。</p> <p>※補助対象外経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 用地取得又は補償に要する経費</li> <li>イ 用地測量、補償物件調査等の業務委託に要する経費</li> <li>ウ 食糧費に要する経費</li> <li>エ 公課費（自動車税、環境性能割及び自動車重量税等）に要する経費</li> <li>オ 車両及び付随する備品に係る修繕費</li> <li>カ 既存の施設、設備等の撤去及び処分に要する経費 （ただし、改修に伴い発生する撤去に要する経費は、補助の対象とすることができるものとする。）</li> <li>キ 再資源化預託金等（リサイクル料）</li> <li>ク その他補助することが適当と認められない経費</li> </ul> <p>別表第2（第5条、第6条、第13条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。</li> <li>2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。</li> <li>3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。</li> <li>4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。</li> <li>5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</li> <li>6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。</li> <li>7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。</li> <li>8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。</li> <li>9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。</li> <li>10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</li> </ol>	<p>別表第2（第5条、第6条、第13条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。</li> <li>2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。</li> <li>3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。</li> <li>4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。</li> <li>5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</li> <li>6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。</li> <li>7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。</li> <li>8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。</li> <li>9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。</li> <li>10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</li> </ol>

新 旧 対 照 表

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

新	旧
<p>別記 第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">所在地 氏名又は名称 市町村長以外の申請は「生年月日」を記載</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県地域公共交通支援事業費補助金交付申請書</p> <p>令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）  <input type="checkbox"/>利用環境高度化促進事業  <input type="checkbox"/>施設改良整備事業  <input type="checkbox"/>移動手段確保・維持事業  <input type="checkbox"/>バリアフリー対策事業  <input type="checkbox"/>運転手確保対策事業  <input type="checkbox"/>広域連携推進事業</p> <p>2 事業内容</p> <p>3 事業着手予定年月日</p> <p>4 事業完了予定年月日</p> <p>担当部署： 担当者職氏名： 電話番号： FAX 番号： Eメール：</p>	<p>別記 第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">所在地 氏名又は名称 市町村長以外の申請は「生年月日」を記載</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県地域公共交通支援事業費補助金交付申請書</p> <p>令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）  <input type="checkbox"/>利用環境高度化促進事業  <input type="checkbox"/>施設改良整備事業  <input type="checkbox"/>移動手段確保・維持事業  <input type="checkbox"/>バリアフリー対策事業  <input type="checkbox"/>運転手確保対策事業</p> <p>2 事業内容</p> <p>3 事業着手予定年月日</p> <p>4 事業完了予定年月日</p> <p>担当部署： 担当者職氏名： 電話番号： FAX 番号： Eメール：</p> <p>※積算根拠、事業概要が分かる資料を添付すること</p>

新 旧 対 照 表

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

新	旧
※積算根拠、事業概要が分かる資料を添付すること  5 略  6 略  7 略	5 略  6 略  7 略

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

第2号様式（第8条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
氏名又は名称

令和 年度高知県地域公共交通支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号ほか 件で（変更）交付の決定がありました補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）

- 利用環境高度化促進事業
- 施設改良整備事業
- 移動手段確保・維持事業
- バリアフリー対策事業
- 運転手確保対策事業
- 広域連携推進事業

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更（中止・廃止）の内容

4 補助金変更申請額

既交付決定額	変更後の申請額	差引き増減額
円	円	円

担当部署：  
担当者職氏名：  
電話番号：  
FAX 番号：  
E メール：

第2号様式（第8条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
氏名又は名称

令和 年度高知県地域公共交通支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号ほか 件で（変更）交付の決定がありました補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）

- 利用環境高度化促進事業
- 施設改良整備事業
- 移動手段確保・維持事業
- バリアフリー対策事業
- 運転手確保対策事業

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更（中止・廃止）の内容

4 補助金変更申請額

既交付決定額	変更後の申請額	差引き増減額
円	円	円

担当部署：  
担当者職氏名：  
電話番号：  
FAX 番号：  
E メール：

新 旧 対 照 表

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

5 略	5 略
6 略	6 略
7 略	7 略
第2号様式の2（第9条関係） 略	第2号様式の2（第9条関係） 略



高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

第4号様式（第11条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
氏名又は名称

令和 年度高知県地域公共交通支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号ほか 件で（変更）交付の決定がありました高知県地域公共交通支援事業費補助金に係る事業を実施しましたので、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）

- 利用環境高度化促進事業
- 施設改良整備事業
- 移動手段確保・維持事業
- バリアフリー対策事業
- 運転手確保対策事業
- 広域連携推進事業

2 事業の成果

3 事業完了年月日

※補助金交付要綱第11条2項記載の資料を添付すること

担当部署：  
担当者職氏名：  
電話番号：  
FAX 番号：  
E メール：

4 略

5 略

第4号様式（第11条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
氏名又は名称

令和 年度高知県地域公共交通支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号ほか 件で（変更）交付の決定がありました高知県地域公共交通支援事業費補助金に係る事業を実施しましたので、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）

- 利用環境高度化促進事業
- 施設改良整備事業
- 移動手段確保・維持事業
- バリアフリー対策事業
- 運転手確保対策事業

2 事業の成果

3 事業完了年月日

※補助金交付要綱第11条2項記載の資料を添付すること

担当部署：  
担当者職氏名：  
電話番号：  
FAX 番号：  
E メール：

4 略

5 略

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

第5号様式 (第11条関係)

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
氏名又は名称

令和 年度高知県地域公共交通支援事業費補助金年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更)交付の決定がありました事業の年度終了実績について、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定により、別紙関係書類を添えて報告します。

記

1 事業区分 (該当事業の□欄に√印を付してください。)

- 利用環境高度化促進事業
- 施設改良整備事業
- 移動手段確保・維持事業
- バリアフリー対策事業
- 運転手確保対策事業
- 広域連携推進事業

2 補助金交付(変更)決定額 金 円

3 補助金年度終了実績額 金 円

交付(変更)決定額 (A)	年度終了実績額 (B)	繰越額 (C)	差引き額 (A)-(B)-(C)

(単位:円)

年度終了実績額 (B)	概算払受領済額 (D)	精算請求額 (B)-(D)

(単位:円)

4 添付書類

- (1) 年度実績内訳書(別紙)
- (2) 完了した事業については、完了を確認することができる書類
- (3) (1)及び(2)に掲げる書類のほか、参考となる書類

(第5号様式 別紙)略

第5号様式 (第11条関係)

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
氏名又は名称

令和 年度高知県地域公共交通支援事業費補助金年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更)交付の決定がありました事業の年度終了実績について、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定により、別紙関係書類を添えて報告します。

記

1 事業区分 (該当事業の□欄に√印を付してください。)

- 利用環境高度化促進事業
- 施設改良整備事業
- 移動手段確保・維持事業
- バリアフリー対策事業
- 運転手確保対策事業

2 補助金交付(変更)決定額 金 円

3 補助金年度終了実績額 金 円

交付(変更)決定額 (A)	年度終了実績額 (B)	繰越額 (C)	差引き額 (A)-(B)-(C)

(単位:円)

年度終了実績額 (B)	概算払受領済額 (D)	精算請求額 (B)-(D)

(単位:円)

4 添付書類

- (1) 年度実績内訳書(別紙)
- (2) 完了した事業については、完了を確認することができる書類
- (3) (1)及び(2)に掲げる書類のほか、参考となる書類

(第5号様式 別紙)略

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

第6号様式（第11条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

氏名又は名称  
(代表者名 )

高知県地域公共交通支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号ほか 件で(変更) 交付の決定がありました補助金について、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第11条第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）

- 利用環境高度化促進事業
- 施設改良整備事業
- 移動手段確保・維持事業
- バリアフリー対策事業
- 運転手確保対策事業
- 広域連携推進事業

2 内 容

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第11条第1項又は第3項の規定による補助金の確定額（補助金交付決定額）		円
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b) - (a)	円

(注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

第7号様式（第14条関係）略

第6号様式（第11条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

氏名又は名称  
(代表者名 )

高知県地域公共交通支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号ほか 件で(変更) 交付の決定がありました補助金について、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第11条第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）

- 利用環境高度化促進事業
- 施設改良整備事業
- 移動手段確保・維持事業
- バリアフリー対策事業
- 運転手確保対策事業

2 内 容

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第11条第1項又は第3項の規定による補助金の確定額（補助金交付決定額）		円
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b) - (a)	円

(注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

第7号様式（第14条関係）略

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

第8号様式(第14条関係) 略

第8号様式(第14条関係) 略